

災害発生時の神奈川自治会館の会議室使用承認の取り消し等の取扱基準

第1 この基準は、神奈川自治会館（以下「会館」という。）の管理等に関する規程（以下「規程」という。）第11条第2項に定める災害が発生した場合に会館会議室の使用予約の取消し、又は使用の制限、若しくは停止（以下「使用の取消し等」という。）に係る事務の円滑な運用を図るための基準等を定めるものとする。

第2 理事長が、使用の取消し等をする場合は、次のとおりとする。

大規模な地震等の災害の発生に伴い、会館の建物、設備等（以下「施設」という。）に大きな被害を受けた場合、あるいは、大きな被害を受けている可能性があり、施設の点検が必要と判断した場合

《判断基準》

- ① 横浜市中区が震度5弱以上を記録した場合（ただし、会館の安全な使用及び周辺地域の安全が確認できた場合を除く。）
- ② 横浜市が災害対策本部を設置した場合（ただし、会館の安全な使用及び周辺地域の安全が確認できた場合を除く。）
- ③ 神奈川県内で大規模な地震等が発生し神奈川県又は県内市町村の過半数が災害対策本部を設置している場合

第3 使用の取消し等の期間は、次のとおりとする。

原則として2週間単位で行う。

第4 使用の取消し等に係る手続きは、次のとおりとする。

- (1) 使用の取り消し等は理事長が決定する。
- (2) 第2に掲げた判断基準①及び②に該当する災害が発生した場合は、自動的に使用の取消し等をしたものとみなす。
- (3) 使用の取消しをする場合、市町村等に「使用の取消し期間等」を通知するとともに、会館内での掲示、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）ホームページに掲載する。
また、会議室の使用予約者に連絡をするように努めるものとする。

第5 使用の取消し等の期間中に係る会議室の使用予約に係る事務は、次のとおりとする。

使用の取消し等の期間中は、予約取消し期間解除後も含めて一切の使用予約の受付を休止する。

第6 会議室の使用の再開に係る手続きは、次のとおりとする。

- (1) 会議室の使用の再開は、理事長が決定する。
- (2) 会議室の使用の再開をする場合は、市町村等に連絡するとともに会館1階及び協会のホームページに掲載し周知する。